

○学校法人津曲学園情報公開規程

平成29年4月14日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人津曲学園（以下「本学園」といい、本学園が設置する学校を含む。）が保有する情報の公開および開示に関し、必要な事項を定めることにより、本学園の運営や教育研究等の諸事業において社会的説明責任を果たし、公正さ及び透明性を確保することを目的とする。

(適用除外)

第2条 教職員等が業務遂行上、本学園が保有する情報を利用する必要がある場合は、当該情報を管理する部署の責任者の許可を得て、当該情報を利用できるものとし、この規程は適用しない。個人情報に関する事項については別に定める規程による。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人文書：本学園が作成又は取得し組織的に保有する文書
- (2) 公開：公開の対象とする者が容易に情報を閲覧できるように公表することをいう。
- (3) 開示：本規程に定める開示請求手続に基づき、情報を示すことをいう。
- (4) 教職員等：本学園の役員および本学園と雇用関係にある者をいう。
- (5) 学生等：本学園が設置する学校の学生、生徒および園児であって、現在在籍する者をいう。
- (6) 保護者：親権者、学生等の保証人、学費請求先として本学園に届出されている者をいう。
- (7) 部署：部、センター、課、室等の組織をいう。

(社会一般への情報公開)

第4条 本学園は、別表に規定する情報を記載した法人文書を積極的に公開する。

- 2 前項に定める情報の公開は、事務室に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用する等の方法により行う。
- 3 前2項によるものにかかわらず、本学園はその諸活動について、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努める。

(情報の開示)

第5条 本学園は、以下の各号に掲げる利害関係人（以下「開示請求者」という）からの請求により当該各号に定める情報を開示することができる。

- (1) 雇用期間が定められた教員のうち教授会の構成員でない教員、雇用期間が定められた職員、学生等または保護者
 - イ 理事会、評議員会、大学の大学評議会、教授会、大学院研究科委員会、職員会議（鹿児島高等学校、鹿児島修学館中学校・高等学校、鹿児島幼稚園）、各種委員会の議事録の本文のうち、当該人に関する部分
 - ロ 設置校における学生等の身分に関する決裁文書の本文のうち、当該学生等に関する部分
 - (2) 雇用期間の定めのない教職員または教授会の構成員である教員
 - イ 開示請求者が所属する設置校の各種会議及び各種委員会の議事録の本文
 - (3) 本学園に対する寄附者および寄附を検討している者
 - イ 租税特別措置法施行令第26条の2第2号ロに定める各書類（寄附行為、役員の氏名・役職を記載した名簿、役員報酬又は従業員の給与支給に関する規程、寄付金に関する事項）
- 2 前項に定める情報以外に、本学園は、開示請求者の区分に応じて理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。
- 3 前2項により開示する情報は、過去5か年の情報とする。ただし、「学校法人津曲学園文書取扱規程」に定められた保存年限が5年以内のものは、当該情報の保存年限内のものとする
- (開示請求手続)

第6条 開示請求者は、所定の開示請求書に必要事項を記入し、所定の手数料と本人確認書類を添えて、請求しなければならない。

(受付)

第7条 開示請求の受付は、次の各号に掲げる法人本部及び各設置校の部署において行う。

- (1) 法人本部：総務企画部総務課
- (2) 鹿児島国際大学：総務部総務課
- (3) 鹿児島高等学校：事務室
- (4) 鹿児島修学館中学校・高等学校：事務室
- (5) 鹿児島幼稚園：事務室

- 2 開示請求の受付は、前項の部署の始業から終業の定時時間内で行う。ただし、土曜日、休日（以下これらを総称し「本学園の休日」という。）および本学園または各設置校が受付を行わないと決めた日の受付は行わない。
- 3 第1項に定める部署は、前条の開示請求に必要な書類等に不備があるときは、開示請求者に対し参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 4 第1項に定める部署は、開示請求書を受け付けたときは、開示請求者に対し開示請求書の副本1部および第17条に定める開示請求手数料領収書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった情報を保有する部署に送付する。

（開示等の決定）

第8条 開示請求があったときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ当該各号に定める者（以下「開示等決定者」という。）が、情報の全部もしくは一部開示または不開示（以下「開示等」という。）を決定する。

- (1) 法人の情報：事務局長及び総務企画部長
 - (2) 鹿児島国際大学の情報：事務局長、事務局次長及び総務部長
 - (3) その他設置校の情報：各設置校の所属長及び事務長
- 2 前項にかかわらず次に掲げる各号に該当する情報については、当該各号に定める役職者の了解を得た上で開示等の決定を行う。
 - (1) 鹿児島国際大学の大学評議会の情報：学長
 - (2) 鹿児島国際大学教授会および大学院研究科委員会の情報：当該の学部長または研究科長
- 3 開示等決定者は、前条により開示請求を受け付けた日から本学園の休日を除く30日以内に開示等の決定をし、開示請求者に所定の様式による書面にて開示等の決定、開示を実施する場所および開示期間等を通知する。
 - 4 前項にかかわらず、開示等の決定を更に本学園の休日を除く30日以内の期間で延長することができる。この場合において、開示等決定者は、所定の様式による書面をもって開示請求者に延長期間および延長理由等を通知する。

（不開示情報）

第9条 開示請求にかかる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。

- (1) 個人に関する情報であって特定個人を識別できるものまたは特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがある場合

あるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体（本学園を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、法人情報であっても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公益上必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、法人等または個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの

ロ 公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等または個人における通常として公にしないこととされているものまた公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況等に照らしわせて合理的であると認められるもの

(3) 本学園の事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれおよびその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 本学園以外の他の機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ロ 犯罪の予防、鎮圧または操作その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

ハ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、または違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ニ 契約、交渉、争訟にかかる事務に関し、本学園の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

ト 本学園の事業に関し、その実施上の正当な利益を害するおそれがあるもの

チ 本学園の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるもの

2 前項の規定は、第4条に定める情報公開に準用する。

(部分開示)

第10条 開示等決定者は、開示の決定をした情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。この場合において、開示等決定者は、所定の様式による書面をもって開示請求者に不開示部分および理由等を通知する。

(情報の存否)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求にかかる情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、開示等決定者は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出機会の付与)

第12条 開示等決定者は、開示請求にかかわる情報に、開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、開示等の決定に先立ち、当該情報の内容等に照らし適当と認められるときは、第三者に対し、開示請求にかかわる情報の表示ならびに意見書の提出先および提出期限等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与える。ただし、当該情報にかかる第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない。

2 開示等決定者は、前項により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見を提出した場合において、開示を決定するときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。

(開示方法)

第13条 開示は、本学園の指定する場所における閲覧により行う。ただし、開示等決定者が必要と認めたときは、文書、図面または写真の写しの交付（郵送による交付を含む。）により、これを行うことができる。

2 開示の決定にもとづき開示を受ける者は、閲覧を行うときには、本人確認書類と第8条第3号の通知書を開示を実施する場所で提示しなければならない。

- 3 開示を実施する日時は、本学園の休日以外の始業から終業の定時時間内とする。ただし、入学試験期間中の開示は行わない。
- 4 前項にかかわらず、本学園は正当な理由があるときは、開示を実施する日時を変更することができる。

(開示時の立会い)

第14条 本学園は、開示の決定にもとづき開示を受ける者の開示を実施する部署における閲覧に際し、必要に応じて教職員等を立ち合わせさせることができる。

(開示の決定にもとづき開示を受ける者の禁止行為)

第15条 開示の決定にもとづき開示を受ける者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 資料を汚損もしくは毀損し、または指定された閲覧場所以外に持ち出すこと
- (2) 第13条第1項に定める開示等決定者が必要と認めたときを除いて、資料を贋写、複写または撮影すること

(開示決定の取消)

第16条 本学園は、開示の決定にもとづき開示を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となるすべての情報に対してその者からの開示請求には応じない。

- (1) 本規程に違反したとき
- (2) 本学園担当者の指示に従わないとき
- (3) 他人（法人、機関、その他の団体を含む。）に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき

(費用負担)

第17条 開示請求者または開示の決定にもとづき開示を受ける者は、それぞれ開示請求にかかる手数料として、情報1件につき300円の事務手数料および開示の実施にかかる実費相当額の手数料を納めなければならない。

(異議申立て)

第18条 開示等の決定または開示請求にかかる不作為について不服がある当該開示請求者および第三者は、決定を受領した翌日から起算して60日以内に、本学園に対し、所定の様式による書面により異議の申立てを行うことができる。

- 2 前項にかかわらず、開示等の決定がされた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、異議申立ての権利は失効する。
- 3 本学園は、異議申立てがあったときは、審査のうえ、その結果を所定の様式による書

面により回答しなければならない。

4 本学園は、異議申立てがあったときは、審査会の審査を経て回答を決定し、理事長名で回答を行う。ただし、異議の内容が軽微かつ自明のものである場合またはやむをえない事情がある場合は、理事長が回答の決定を行うことができるものとする。この場合、直近の審査会に異議の内容、回答の決定内容およびその決定理由の概要を報告しなければならない。

5 本学園は、異議申立てを受理してから結果を回答するまで、開示にかかる執行を停止しなければならない。

(審査会)

第19条 前条の審査会は、次の各号により理事長が指名する委員により構成する。

(1) 理事長

(2) 外部有識者：若干名

(3) 雇用期間の定めのない教職員：若干名

2 次の各号に掲げる情報を対象とした審査会を行う場合は、次の各号の特別委員を審査会の構成に加える。

(1) 第5条第1項第2号ロに定める決裁文書を対象とした場合：当該学校の所属長

(2) 次に掲げる会議の議事録を対象とした場合

イ 鹿児島国際大学の大学評議会：当該会議の構成員より学長が指名する者：若干名

ロ 教授会：当該会議の構成員より学部長または研究科長が指名する者：若干名

ハ 大学院研究科：当該会議の構成員より研究科長が指名する者：若干名

3 理事長は、次の各号に掲げる情報を対象とした審査会を設置する場合に応じ、当該各号に定める者を委員に指名することができる。

(1) 設置校の情報を対象とした場合：所属長

(法人文書の管理)

第20条 本学園は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等の業務情報を適正に管理しなければならない。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 平成21年12月1日施行の学校法人津曲学園財務情報公開規程（平成21年12月1日制定）は、これを廃止する。

別表

法人および学校の基本的情報
寄附行為
建学趣旨
沿革と構成
事業目的および主な事業内容・状況
組織構成
役員、名誉役職、教職員数、設置学校の学生等の人数、施設・設備の概況等の基礎データ
役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
行政機関への設置認可申請書および設置届出書の設置の趣旨を記載した書類ならびにそれらに関し指導・指摘を受けた事項およびその対応についての当該指導・指摘等に関する履行状況報告の概要
同窓会ならびにPTAに関する情報
財務および経営に関する情報
中期ビジョンの概要
事業計画書の概要
事業報告書及び附属明細書
財産目録
計算書類等

(1) 貸借対照表
(2) 収支計算書
(3) 注記事項
計算書類の附属明細書
学生等納付金額
役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準額
教育研究活動に関する情報
大学および学校の学則
学校、学部および大学院研究科の教育方針
アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー
学校、学部および大学院研究科の教育課程の編成および実施に関する方針
学部および大学院研究科の学位授与の方針
留学交流の制度と状況
ファカルティ・ディベロップメントの状況
大学教員の教育研究業績
開設科目のシラバス（教育内容・方法、授業計画、成績評価方法などを含む。）
学校、学部および大学院研究科の受験者数、合格者数および入学者数
学位に関する規程
研究倫理に関する指針・基準
評価に関する情報
大学の自己評価報告書
大学基準協会が指定する情報項目による大学基礎データ
本学園が設置する中学校および高等学校（以下「設置校」という。）の学校評価に関する報告書
外部評価、認証評価、第三者評価の結果およびその対応についての報告書
大学評価および学校評価に関する規程
コンプライアンス等に関する情報

ハラスメント防止に関する規程
監査に関する情報
私立学校法第56条第1項にもとづく監事の監査報告
私立学校法第86条第2項および私立学校振興助成法第14条第3項にもとづく会計監査人による会計監査報告
学生・生徒・園児の活動に関する情報
学生等の在籍状況
奨学金および授業料減免等の修学支援制度の概要および規程
卒業者に関する状況
課外活動団体の活動状況
公費の助成に関する情報
私立学校振興助成法にもとづく助成額
学外研究資金の受入れの概況
国公私立大学を通じた教育改革の支援その他の公費による助成の概況
情報公開に関する情報
この規程、この規程に関する手続および様式
個人情報保護に関する規程、個人情報保護に関するポリシー
学生等
教務に関する規程
学生等納付金に関する規程
学生等の賞罰慶弔に関する規程
学内の掲示、学生等の課外活動や施設利用に関する規程